

花卷市環境基本計画



花卷市

目 次

第1章	未来圏につなぐ環境基本計画	1
1	なぜ、環境基本計画が必要なのだろう	1
2	計画の位置づけと対象	2
2-1	位置づけ	2
2-2	計画期間	2
2-3	対象とする環境	2
3	市民、事業者、市それぞれの役割	2
第2章	望ましい環境像とその実現に向けて	3
1	望ましい環境像	3
2	施策の体系	4
第3章	施策の展開と成果指標	5
1	施策の展開	5
1-1	地球温暖化を防止する。	5
1-2	循環型社会を構築する。	6
1-3	生物多様性を保全する。	7
1-4	人の健康を保護し、生活環境を保全する。	9
1-5	快適都市はなまきを創造する。	12
1-6	協働プログラムで環境づくりを実現する。	12
2	主な成果指標	14
第4章	計画を実現するために	16
1	推進体制の整備	16
2	計画の進行管理	16
3	年次報告書の作成と報告	16
	リオの伝説のスピーチ	17

資料編（別冊）

第1章 未来圏につなぐ環境基本計画

1 なぜ、環境基本計画が必要なのだろう

わが国の環境問題は、かつての産業公害から経済性や利便性を重視した生活様式に起因する環境問題へと変化してきました。これらは、大量の二酸化炭素等の排出による地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊や酸性雨といった地球環境問題に直結しています。

20世紀後半から国際社会で議論されてきた環境問題への取り組みは、平成4年の地球サミットで大きな転機を迎え、以後、わが国では平成5年の環境基本法制定をはじめ、さまざまな環境関連法が整備されてきました。その後、平成14年にはヨハネスブルグ・サミットが開催され、国の環境関連法の整備もさらに進んでいます。また、平成17年には京都議定書が発効しました。

花巻市は早池峰山をはじめとする優れた自然資源に恵まれ、独自の歴史・文化や産業を育んできました。北上平野を流れる北上川は古来より人々の暮らしを潤し、奥羽山脈や北上高地の森は人々に豊かな恵みをもたらしてきました。

さらに、長い年月により築かれた礎と花巻の気候風土は宮沢賢治を輩出しました。賢治はその時代にあって自然をもっともよく理解した詩人でした。賢治は人間と自然の関係について考え続け、残された作品には現代社会の「環境」を考えるヒントが散りばめられています。

このような先人の視点と現状の環境問題を踏まえ、花巻市の良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継ぐために、今後の花巻市の環境に係る基本的目標や施策を定め、市民・事業者・市が一体となった取り組みが必要となっています。

諸君はこの颯爽たる
諸君の未来圏から吹いて来る
透明な清潔な風を感じないのか
諸君よ
紺いろの地平線が膨らみ高まるときに
諸君はその中に没することを欲するか
じつに諸君は此の地平線に於ける
あらゆる形の山嶽でなければならぬ
雲から光から嵐から
透明なエネルギーを得て
人と地球によるべき形を暗示せよ
「生徒諸君に寄せる」より
宮沢賢治詩集（岩波文庫）（株岩波書店、一九五〇年）

地球サミット：1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催されました。約180ヶ国が参加し、NGOや地方公共団体などからも多数参加しました。持続可能な開発に関する「リオ宣言」や、持続可能な開発のための人類の行動計画「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択されました。

環境基本法：地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律です。基本理念として、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられています。

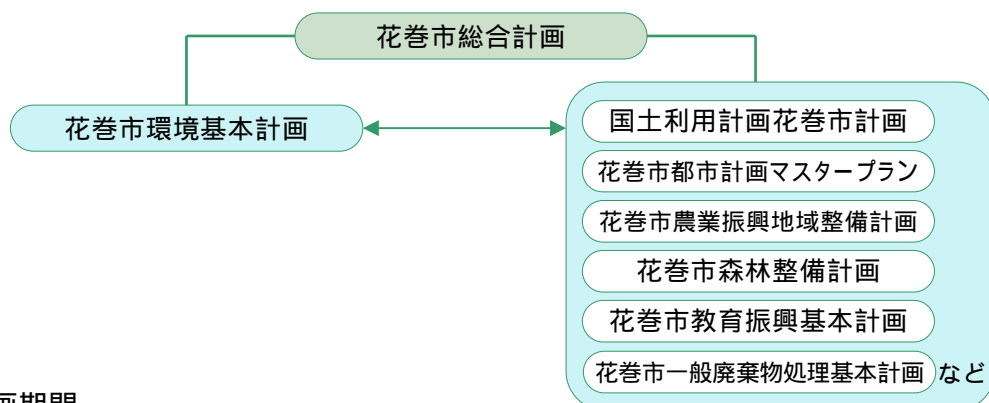
ヨハネスブルグ・サミット：サミットの10年後、2002年に開催されました。「アジェンダ21」をより具体的にするための「行動計画」や「ヨハネスブルグ宣言」が採択されました。

京都議定書：先進国に対し2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けています。平成19年10月現在、京都議定書の締結国はアメリカ、オーストラリアなどを除く176国です。

2 計画の位置づけと対象

2 - 1 位置づけ

- ・花巻市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、花巻市環境基本条例第3条および第8条に基づき策定するものです。
- ・本計画は、人と自然の共生や循環型社会の形成、環境負荷の軽減の視点を踏まえつつ、「花巻市総合計画」を環境の側面から推進し、他の既存計画や個別の環境計画との整合性を図りながら環境行政の基本的な考え方を示すものです。



2 - 2 計画期間

- ・本計画の期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。
- ・社会情勢の変化、科学技術の進展等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 - 3 対象とする環境

- ・対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境およびその基礎となる地球環境とします。

3 市民、事業者、市それぞれの役割

市民

市民は、よりよい環境の下で健康で安全な生活を営む権利を持つとともに、良好な環境を将来の世代に継承する責務も負っています。そのため、通常の日常生活を通じて自ら環境への負荷の少ない行動に努める役割と責務があります。

事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響が大きいことを認識し、公害防止や廃棄物の排出抑制、開発事業にともなう環境への配慮に最大限の努力をはらうとともに、地域社会の一員として、環境への負荷の少ない社会の形成に努める役割と責務があります。

市

市は、市民および事業者との連携と協力のもとに、よりよい環境づくりを進める中心的な役割と責務があります。そのため、市民、事業者の模範となるよう市自ら率先して環境への負荷の少ない行動をとらなければなりません。

市が自ら行う施策については、構想、計画および実施のそれぞれの段階において、環境への配慮を行います。また、市民や事業者に対して環境に関する情報の提供や環境への負荷の少ない活動の支援を行います。

第2章 望ましい環境像とその実現に向けて

1 望ましい環境像

「花巻市の環境の現状」(資料編)を整理した結果、人の行為が自然生態系の循環のバランスを崩してしまったことが環境問題の原因であることが分かりました。

また、本計画の策定に伴って実施したアンケート調査の結果、小中学生および市民に共通しているのは、環境が良好に守られた安心できる将来像であり、小中学生は、ほかの動物を守ったり、ごみなどをむやみに捨てないといった人の心のやさしさや道徳観にも通じるイメージを持っていることが分かりました。さらに、市民にとっては、まず、日々の生活や健康に密着した将来像が大切であり、そのためには自然や田園の豊かさが必要であるといった思いを持っていることが分かりました。

これらを受けて、本計画では、次のように望ましい環境像を設定しました。

「大循環の風が吹き、人と自然がきらめくイーハトーブ、はなまき。」

「大循環の風」とは、宮沢賢治がイーハトーブを説明する際に用いた言葉です。地球には大気の大循環や海水の大循環があることが知られていますが、こうしたダイナミックな動きをイメージして、循環型社会の構築に取り組む意欲を暗示させました。なお、花巻市総合計画における将来都市像では「風」に「交流」と「連携」をイメージさせています。

「人と自然がきらめく」では、両者の共生を示し、人とその母体である自然が一木一草にいたるまで生命を謳歌することを願っています。

「イーハトーブ」は、いうまでもなく宮沢賢治の心象に現れた理想郷です。賢治は岩手県全体をイーハトーブとしましたが、彼の生まれ育った「はなまき」は、その中心として位置づけることができます。賢治はイーハトーブでは「あらゆる事が可能である」としていますが、わたしたちは、このような希望を抱きながら数々の環境課題に対処していくことが大切です。

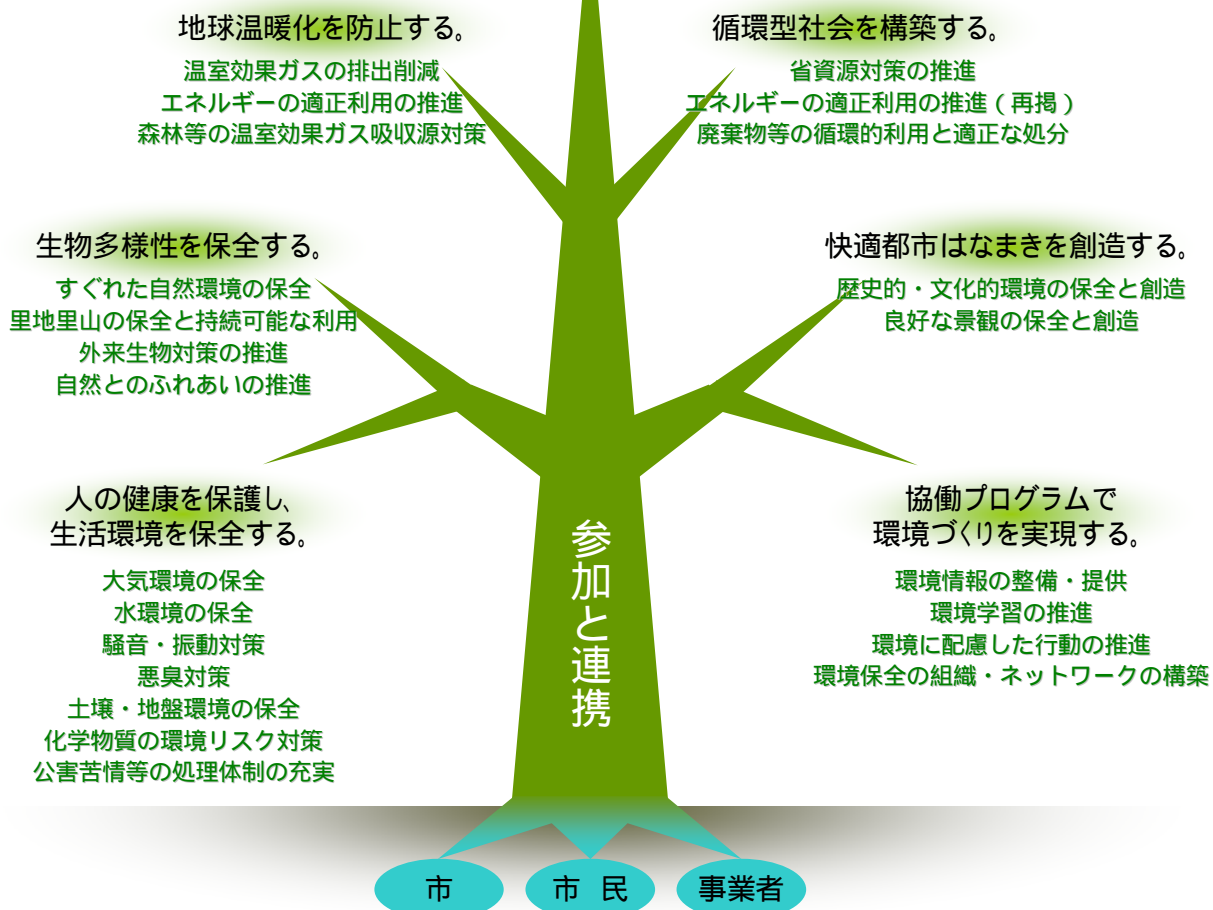
2 施策の体系

市民・事業者・市それぞれの参加と連携による望ましい環境像実現のために、次のように施策の方向を設定しました。

- (1) 地球温暖化を防止する。
- (2) 循環型社会を構築する。
- (3) 生物多様性を保全する。
- (4) 人の健康を保護し、生活環境を保全する。
- (5) 快適都市「はなまき」を創造する。
- (6) 協働プログラムで環境づくりを実現する。

大循環の風が吹き、人と自然がきらめくイーハトーブ、はなまき。

イーハトーブの木



「はなまき」の健全な環境を保全し、将来世代へ継承するための施策の体系を、「イーハトーブの木」として示しました。

第3章 施策の展開と成果指標

1 施策の展開

[施策の方向]

1 - 1 地球温暖化を防止する。

地球温暖化は確実に進行しつつあります。人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定された今日、地球温暖化の防止に取り組むことは緊急を要します。花巻市の排出する温室効果ガスを可能なかぎり抑制します。

* 具体的施策

(1) 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化対策地域推進計画、地球温暖化防止対策実行計画を策定します。

新エネルギービジョンを策定します。

公共施設への新エネルギーの導入を推進します。

地域のニーズに合わせた予約応答型乗合交通 など、公共交通機関の充実を図ります。

低公害車（クリーンエネルギー自動車）の積極的導入を推進します。

市民や事業者到低公害車の利用を呼びかけます。

市が排出する温室効果ガスを継続的に把握します。

工場・事業場での省エネルギーやアイドリングストップなど、温室効果ガスの発生量削減について助言・指導します。

二酸化炭素等の排出抑制のため、アイドリングや急加速、空ぶかしなどしない運転マナーの必要性についての意識啓発を図ります。

日常生活や事業活動と温室効果ガスの関わりや、排出削減に対する知識を普及させ、市民や事業者の意識高揚、ライフスタイルの転換を図ります。

(2) エネルギーの適正利用の推進

新エネルギービジョンを策定します。（再掲）

公共施設への新エネルギーの導入を推進します。（再掲）

花巻市バイオスタウン構想に基づく持続的な農業の構築を推進します。

太陽光をはじめとした自然エネルギーやコージェネレーション などの高効率エネルギーの導入を推進します。

高効率エネルギーの公共施設への導入を推進します。

低公害車の積極的導入を推進します。（再掲）

市民や事業者到低公害車の利用を呼びかけます。（再掲）

予約応答型乗合交通：利用したい人からの予約のもとに、車両が予約した人の家々などを回り、順次目的地へと送迎する運行方法
コージェネレーション：発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システム。

事業者の環境配慮を推進するため、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、IES いわて環境マネジメントシステム）の認証取得に関して、相談窓口を設けたり情報を提供します。

事業者の環境配慮推進のため、「いわて地球環境にやさしい事業所」に関する情報を提供します。電力使用量やガス供給量、給水状況などのエネルギー使用量を継続的に把握します。エアコンの適正温度や節水など省エネルギー型社会の啓発や情報提供を推進します。

(3) 森林等の温室効果ガス吸収源対策

花巻市森林整備計画に基づいた森林整備を推進します。

間伐材などを含めた地産木材の利用促進を図ります。

地産木材の需要拡大と林業の振興を図ります。

森林ボランティア活動等、住民参加の森づくりを推進します。

[施策の方向]

1 - 2 循環型社会を構築する。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動やライフスタイルを転換し、資源やエネルギーの循環的・効率的な利用を図ります。現在の社会経済システムを点検し、花巻市独自の循環型社会システムの構築をめざし、事業者や市民が具体的、実効的に行動できるような取組みを推進します。

* 具体的施策

(1) 省資源対策の推進

エアコンの適正温度や節水など省エネルギー型社会の啓発や情報提供を推進します。（再掲）

環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入 を推進します。

グリーン購入に関する指針づくりを行います。

市民や事業者のグリーン購入に関する意識啓発を図ります。

省エネルギー型住宅の普及を図ります。

寒さや雪などの自然条件と共存する公共施設を整備します。

資源集団回収運動を引き続き推進します。

市民の資源化意識の高揚を図ります。

レジ袋削減のため、マイバック運動（買い物袋の持参運動）を推進します。

(2) エネルギーの適正利用の推進（再掲）

「1-1 地球温暖化を防止する。 - (2) エネルギーの適正利用の推進」参照。

環境マネジメントシステム：企業などの組織活動の一環として環境保全への取り組みを位置づけ、これを具体的に推進していく環境マネジメントを管理していくシステムのこと。

いわて地球環境にやさしい事業所：若手県では、平成 16 年度から地球環境に配慮した取組みを積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度をはじめています。

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成 13 年 4 月からグリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

(3) 廃棄物等の循環的利用と適正な処分

廃棄物を資源として利用し、可能な限りゼロに近づけるという「ゼロエミッション」の考え方の普及を図ります。

廃棄物の減量化、再資源化、再利用の徹底を図ります。

家庭ごみの有料化については、慎重に検討します。

事業系ごみの排出管理については、分別および排出方法についての指導を行います。

事業系ごみの資源化を促進するために、事業系ごみの資源化ルート、資源化方法について検討し、事業所への情報提供を行います。

関係機関との連携により、産業廃棄物の適正処理の指導、監視体制を強化します。

不法投棄は、関係機関との連携を図り、パトロールの実施による監視を継続します。

不法投棄監視重点地区には不法投棄防止看板を設置し、監視カメラの設置を検討します。

資源集団回収が実施されていない地区に対して助言、援助する体制を整え、資源集団回収の充実を図ります。

リサイクル製品の利用を促進するため、リサイクル製品の情報の収集・提供やリサイクル資源回収場所の増設を推進し、市民の意識啓発を図ります。

大迫地域の一部地域を「生ごみ堆肥化モデル地区」とし、排出状況、生ごみ減量・資源化効果等を調査・検証します。

大迫以外の地域においては、生ごみ堆肥化事業導入の検討を行います。

単身者へのごみに関する情報提供や意識啓発を重点的に行うために、ごみの排出方法の指導、ごみに関するPRポスターの掲示等を行います。

転入者に対するごみ排出指導等を徹底します。

ごみの自家焼却を行っている市民も見受けられるため、チラシの配布や出前講座等により自家焼却の禁止の周知徹底を図ります。

焼却処理施設や廃棄物処理施設の見学会を実施します。

ごみや環境に関する学習の場を拡充するため、副読本を作成して小中学校に配布し、ごみに関する勉強会を実施します。

ごみの分別排出徹底のため、「ごみカレンダー」および「ごみの分別大辞典」を作成します。

生ごみ処理機への助成など、広範なごみ処理への取組を継続的に支援します。

市民、事業者のごみに関する意識啓発を図るため、市のホームページ、地元紙、タウン誌、ごみ減量やリサイクルのPRポスター等を活用し、積極的に情報を発信します。

[施策の方向]

1-3 生物多様性を保全する。

生物多様性を保全するために優れた自然環境を保全するだけでなく、生物の生息環境およびその繋がりに配慮した環境保全をめざします。また、自然環境に配慮した適正な土地利用を実現し、人と自然が共生できる地域づくりをめざします。

* 具体的施策

(1) すぐれた自然環境の保全

自然環境に配慮した土地利用を促進します。

早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園、胡四王山環境緑地保全地域などの自然保護地域や鳥獣保護区の適正な維持管理を推進します。

花巻市森林整備計画に基づいた森林整備を推進します。(再掲)

自然保護に関連するボランティアや民間団体の活動などを支援し、参加しやすい、活動しやすい環境づくりを推進し、連携体制を構築します。

「花巻の大切にしたい生きもの」やその他のすぐれた自然資源の実態調査を実施します。

自然資源の保全にあたっては、生育・生息環境ならびに緑の回廊 に配慮します。

動植物採取禁止等の基本的マナーについて、自然保護地域の利用者の意識啓発を図ります。

自然保護地域では、地域住民や民間団体等による自然保護監視員の配置を検討します。

(2) 里地里山の保全と持続可能な利用

休耕田などの遊休農地や管理の放棄された山林の荒廃について、農林業の支援を通じた環境改善を推進します。

農林業等に被害を及ぼす一部の野生動物の増え過ぎや糞害を及ぼすカラスについて、関係機関と連携しながら対策を講じます。

エコファーマー（環境に配慮した持続的な農業に計画的に取り組む農業者）の認定を推進します。

良質な堆肥の普及を推進します。

住宅地等における病害虫駆除にあたっては、農薬の飛散が周辺住民に害を及ぼすことがないように農薬使用者への指導を徹底します。

農業用水路の多面的な機能を維持するため、地域住民参加による保全活動に取り組みます。

森林の持つ環境保全機能の向上や動植物の生育・生息環境を改善するため、場所によっては針葉樹植林から広葉樹へ転換させるとともに、複層林施業 や天然林施業 を推進します。

花巻市森林整備計画に基づいた森林整備を推進します。(再掲)

自然資源の保全にあたっては、生育・生息環境ならびに緑の回廊 に配慮します。(再掲)

各種媒体により、ニホンツキノワグマなど人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知します。

(3) 外来生物対策の推進

在来の動植物種の生育・生息する環境を保全します。

ホームページやパンフレットなどの各種媒体により、外来種の情報を広く発信します。

森林や農地、湿性地など適正な維持管理が必要な環境では、市民や民間団体等との連携のもと、下草刈りや外来植物の除去、湿地の手入れなどを行います。

「花巻の大切にしたい生きもの」や、その他のすぐれた自然資源の実態調査を実施し、外来種対策に役立てます。

緑の回廊：森林などの生物の生息地を結び、生物の移動が可能な連続性のある緑地帯を指します。生態系ネットワーク、コリドーなどとも呼ばれます。

複層林施業：林木を複層伐、漸伐、択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持すること。
天然林施業：主として天然力を活用することにより成立させ維持すること、または人為を加えずに自然の推移に委ねること。

(4)自然とのふれあいの推進

森林、農地、河川など、自然とのふれあいを通して、市民、事業者が自然の重要性や環境保全機能について理解を深められるよう、啓発活動を推進します。

国定公園や県立自然公園では、関係機関や民間団体等と連携しながら積極的な保護と利用を推進します。

河川の持つ環境保全機能の向上を図るため、多自然型工法 などによる適正な河川改修を推進します。

親水空間を設置して、河川とのふれあいを推進します。

農業用水路の多面的な機能を維持するため、地域住民参加による保全活動に取り組めます。(再掲)

都市住民に農村を訪れる機会や自然環境への認識を深める機会を広く提供するため、グリーンツーリズム、エコツーリズム の取り組みを充実させるなど、自然とのふれあいや都市と農村の共生・交流を推進します。

花巻市の代表的な観光資源である温泉と自然とのふれあいをパッケージした情報を発信します。

「花巻の大切にしたい生きもの」の周知を図ります。

身近な河川の水生生物調査の実施や環境マイスターの派遣を通じて、市民が自然環境の保全について考える機会を提供します。

ホームページや広報誌の中で自然とのふれあいに関するイベント情報の掲載を推進します。

環境保護講座の開催などにより、地域における環境保全活動のリーダーや環境マイスターの育成を図ります。

自然とのふれあいに関連するボランティアや民間団体の活動などを支援し、参加しやすい、活動しやすい環境づくりを推進し、連携体制を構築します。

[施策の方向]

1-4 人の健康を保護し、生活環境を保全する。

市民が安心して暮らせる安全な生活環境をつくります。大気や水質などの環境汚染物質の排出、拡散を抑制し、人だけでなく多様な生物にとっても安全な環境を構築します。

* 具体的施策

(1)大気環境の保全

「大気汚染防止法」やなどに基づいて、工場・事業所の大気汚染物質の排出規制や指導を引き続き実施します。

公共施設への新エネルギーの導入を推進します。(再掲)

地域のニーズに合わせた予約応答型乗合交通など、公共交通機関の充実を図ります。(再掲)

太陽光をはじめとした自然エネルギーやコージェネレーション などの高効率エネルギーの導入を推進します。(再掲)

高効率エネルギーの公共施設への導入を推進します。(再掲)

多自然型工法：豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修等にあっては植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の持つ多様性を尊重した工法です。

グリーンツーリズム：自然に恵まれた農山漁村地域でその自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。

エコツーリズム：自然やその土地の歴史・文化を乱さない範囲で、自然観察や人々の生活や歴史を学ぶ観光形態。

コージェネレーション：本章5ページの用語解説を参照。

低公害車の積極的導入を推進します。(再掲)

市民や事業者に低公害車の利用を呼びかけます。(再掲)

二酸化炭素等の排出抑制のため、アイドリングや急加速、空ぶかしなどしない運転マナーの必要性についての意識啓発を図ります。(再掲)

近距離での自家用車通勤の自粛と相乗りを推進します。

大気環境の監視・観測体制の充実を図ります。

オゾン層破壊物質の代替物質である代替フロンについては法的規制がなく、オゾン層の破壊にもつながるため、大気中への排出を抑制します。

代替フロンについて事業者や回収・処理業者等に情報を提供します。

フロン類を使用した製品の不法投棄防止を徹底します。

事業者や市民に対し、フロン類を使用しない機器・製品の選択を呼びかけます。

フロン類をはじめとするオゾン層破壊物質の回収ならびに適正処理を引き続き推進し、事業者等に指導します。

花巻市における酸性雨調査を実施します。

(2)水環境の保全

「水質汚濁防止法」や県条例などに基づいて工場・事業所の水質汚濁物質の排出規制や指導を引き続き実施します。

汚水を適切に処理するため、汚水処理基本計画に基づき公共下水道事業および農業集落排水事業ならびに浄化槽設置整備事業を計画的に推進します。

水洗化の促進対策として、水洗化を阻んでいる要因の把握と水環境保全の意識啓発を図ります。設備経費への助成制度の充実や水環境保全のPR活動により、汚水処理施設の加入率の向上を図ります。

北上川の水質保全にあたっては、水質事故が発生しないよう、上下流の関係市町村や関係機関との連携のもとに取り組んでいきます。

安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の水源地周辺および上流域の環境保全を強化し、継続的な水源水質の監視を行います。

不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、パトロールを実施します。

河川の自然環境を保全するとともに、河川整備にあたっては多自然型工法の導入を推進します。

田瀬湖ではアオコが発生しているため、関係機関と協力してアオコ対策を講じます。

身近な河川の水生生物調査の実施や環境マイスターの派遣を通じて、市民が自然環境の保全について考える機会を提供します。(再掲)

家庭での生活雑排水対策として、汚濁源となる調理くずや廃食用油等の適正処理を推進します。

下水処理場の見学会などを実施します。

水環境の保全に関連するボランティアや民間団体の活動を支援し、連携体制を構築します。

(3) 騒音・振動対策

「騒音規制法」や「振動規制法」、県条例などに基づいて工場・事業所、自動車等の騒音・振動の規制や指導を引き続いて実施します。

高速道路や東北新幹線鉄道、航空機による騒音または振動については、周辺環境への影響を継続して把握し、関係機関と連携して防止対策を推進します。

住宅街における業務用車両の長時間アイドリングや農作業用機械の騒音などについて、適宜指導します。

飲食店等の深夜営業騒音に対する規制や指導を行います。

近隣生活騒音防止に対するモラル向上のための意識啓発を図ります。

(4) 悪臭対策

臭気測定やパトロール等の悪臭対策を継続し、発生源となる事業所等への規制や指導を今後も継続して実施します。

家畜排せつ物の適正な管理とその利用促進に関する指導を推進します。

(5) 土壌・地盤環境の保全

地下水利用の抑制のため、雨水利用や工場冷却水等の再利用の必要性に関する意識啓発を図り、地盤沈下の防止に努めます。

関係機関と連携して土壌や地盤環境の保全に関する情報を収集し、適宜情報を公開します。

(6) 化学物質の環境リスク対策

県や関係機関との連携による化学物質の使用実態を把握し、環境リスクの低減対策を推進します。

化学物質の使用実態と環境リスク低減について、事業者への監視・指導を徹底します。

有害化学物質の排出量や廃棄物として移動する量を工場・事業所が行政に報告し、行政が公表するP R T R制度の取組みを推進します。

化学物質の環境リスクに関する情報を収集し、提供します。

有毒性の強いダイオキシン類については監視・指導を行います。

公園等における除草剤散布の減量化を推進します。

ごみの自家焼却を行っている市民も見受けられるため、チラシの配布や出前講座等により自家焼却の禁止の周知徹底を図ります。(再掲)

(7) 公害苦情等の処理体制の充実

公害苦情などの適切かつ迅速な解決を図るため苦情処理体制を強化し、関係機関との連携を図り情報を収集します。

近隣生活騒音や公共空間・河川へのごみのポイ捨て防止など、基本的なモラル向上に向けた意識啓発を推進します。

P R T R制度：有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組み。「化学物質排出移動量届出制度」ともいいます。

[施策の方向]

1 - 5 快適都市はなまきを創造する。

地域生態系に育まれた歴史・文化を環境の視点から捉え、保全、創造します。また、都市的環境と自然環境の調和のとれた景観を保全し、市民や民間団体との協働により、快適都市はなまきとしての景観形成を推進します。

* 具体的施策

(1) 歴史的・文化的環境の保全と創造

コミュニティ・公共施設花壇の造成事業等により「花のはなまく街づくり」を展開します。

花と緑の専門アドバイザーを養成、配置するなど、市民が一年を通して花と緑に触れ合う場を提供します。

花いっぱい花壇コンクールの参加者を増やすためのPR活動や意識啓発を図ります。

花巻市で開催する各種行事、イベント等に可能な限り環境保全を啓発する要素を盛り込みます。

歴史的・文化的に価値のある建造物や遺跡などを保全し、恵まれた豊かな自然とともに歴史的・文化的環境として将来世代に継承します。

自然を活用する知恵や物を大切にできる環境にやさしい生活文化を継承して、環境と共生する新たな生活文化を創造します。

(2) 良好な景観の保全と創造

総合計画や都市計画マスタープランに基づき、環境や歴史、文化など市の特性を生かした景観づくりを進めるため、市民と協働で魅力ある都市景観を創出する取組を推進します。

都市公園や緑地の整備を進め、広い空間と豊かな緑にあふれた都市景観の形成を図ります。

公園については、地元住民や利用者の意向に十分配慮した整備を推進します。

市民との協働により、豊かな田園景観の保全を図ります。

宮沢賢治の描いた自然を尊重する景観整備を図ります。

公共空間の景観が損なわれることのないよう、環境美化に対する意識啓発を図ります。

地域の美観を損なう空き地雑草および放置された廃屋などについて、適正に対応します。

森林環境や景観を保全するため、松くい虫の防除対策を推進します。

[施策の方向]

1 - 6 協働プログラムで環境づくりを実現する。

市民や事業者との連携による協働プログラムを実践し、花巻市の環境保全を推進します。

* 具体的施策

(1) 環境情報の整備・提供

環境学習や環境保全活動への市民、事業者の参加を促進するため、タイムリーで分かりやすい環境情報の整備・提供を推進します。

一般市民が参加しやすい、魅力ある環境イベントを開催します。

本計画で設定した目標の年度ごとの達成度や広範な環境情報の掲載など、「はなまきの環境」の内容の充実を図ります。

(2) 環境学習の推進

環境教育副読本など環境教育のための手引書を活用し、環境保全や省資源・省エネルギーなどに関する環境教育を推進します。

環境学習活動の実施にあたっては、学校、家庭および地域との連携を強化します。

身近な河川の水生生物調査の実施や環境マイスターの派遣を通じて、市民が自然環境の保全について考える機会を提供します。(再掲)

環境保護講座の開催などにより、地域における環境保全活動のリーダーや環境マイスターの育成を図ります。(再掲)

(3) 環境に配慮した行動の推進

広く本計画の周知を図り、環境配慮指針を策定し、環境配慮行動を推進します。

図書館などと連携して、ライフスタイル転換や環境配慮行動のきっかけづくりとなる推薦図書を紹介します。

事業者の環境配慮を推進するため、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、IES いわて環境マネジメントシステム）の認証取得に関して、相談窓口を設けたり情報提供を行います。(再掲)

事業者の環境配慮推進のため、「いわて地球環境にやさしい事業所」に関する情報を提供します。(再掲)

事業所における環境教育プログラムの構築や、社会的責任を明確にするためのCSRへの取り組みを支援します。

花巻市で開催する各種行事、イベント等に可能な限り環境保全を啓発する要素を盛り込みます。(再掲)

リサイクル活動、省エネルギー活動、環境美化・清掃活動、環境教育活動など、地域において環境意識の向上に結びつく活動を長年行っている市民や団体等を表彰します。

(4) 環境保全の組織・ネットワークの構築

環境に関する民間団体の活動などの把握、支援を行い、ネットワーク構築の調整を図ります。

姉妹都市等との、環境など幅広い分野での市民が主体となった交流活動を支援します。

2 主な成果指標

指 標	現 状 (年度)	目 標 (平成 27 年度)	担当課
地球温暖化の知識を持った市民の割合	70% (H18)	95%	生活環境課
地球温暖化防止の行動をしている事業所の割合	20% (H18)	50%	生活環境課
森林面積（総面積）	59,766ha (市域の 65.8%) (H16)	59,766ha (市域の 65.8%)	農地林務課
資源集団回収に取り組んでいる団体数	423 団体 (H18)	500 団体	生活環境課
環境美化・リサイクルの活動参加率	66.8% (H18)	80%	生活環境課
市民 1 人当たりの一般廃棄物排出量	929 g / 日 (H18)	929 g / 日	生活環境課
家庭系	485 g / 日 (H18)	485 g / 日	生活環境課
事業系	444 g / 日 (H18)	444 g / 日	生活環境課
一般廃棄物のリサイクル率（家庭系）	29.0% (H18)	35%	生活環境課
市民 1 人当たりの資源ごみ回収量（家庭系）	52.0kg (H18)	80.0kg	生活環境課
不法投棄回収量	25 t (H18)	10 t	生活環境課
自然保護地域数	3 カ所 (H18)	3 カ所	生活環境課
鳥獣保護区数	9 カ所 (H18)	9 カ所	農地林務課
花巻の大切にしたい生き物	植物 254 種 動物 173 種 (H18)	植物 254 種 動物 173 種	生活環境課
自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合	90.0% (H18)	95.0%	生活環境課
環境学習活動団体数	9 団体 (H18)	18 団体	生活環境課

地球温暖化の知識を持った市民の割合：市民アンケート（地球温暖化問題を意識している市民意識）による。フリーマーケットでのアンケートなど。

地球温暖化防止の行動をしている事業所の割合：事業所に対するアンケート（温室効果ガス排出削減への取組み状況）による。

自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合：市民アンケート（自然保護活動、美化活動等への参加意識）による。

指 標	現 状 (年度)	目 標 (平成 27 年度)	担当課
水生生物調査実施団体数	21 団体 (H18)	40 団体	生活環境課
環境学習の受講者数	342 人 (H18)	500 人	生活環境課
環境マイスター派遣事業数	16 回 (H18)	30 回	生活環境課
グリーンツーリズム旅行者数	2,474 人 (H18)	5,200 人	農 政 課
大気汚染物質 (NO ₂ 、SO ₂ 、SPM) の環境基準達成率	100% (H18)	100%	生活環境課
河川水質の B O D の県基準達成率	85.0% (H18)	90.0%	生活環境課
汚水処理施設整備率	76.8% (H18)	93.6%	下水道課
汚水処理施設利用率	81.7% (H18)	89.6%	下水道課
上水道普及率	99.3% (H17)	99.5%	上水道課
定点観測による環境基準適合率 (騒音)	85.0% (H18)	90%	生活環境課
一般生活環境に関する相談の解決率	99% (H18)	100%	生活環境課
花いっぱい花壇コンクール参加個人数	14 人 (H18)	30 人	生活環境課
花いっぱい花壇コンクール参加団体数	72 団体 (H18)	100 団体	生活環境課
市民一人当たり公園面積	13.7m ² (H18)	16.5 m ²	都市整備課
フラワーロードの総延長	未整備 (H18)	7 km	生活環境課
イーハトーブの風景地指定数	3 カ所 (H18)	4 カ所	生活環境課
地球環境にやさしい行動をしている事業所数	7 社 (H18)	20 社	生活環境課
環境保全の意識を持った市民の割合	70% (H18)	90%	生活環境課

地球環境にやさしい行動をしている事業所数：ISO、IES（いわて環境マネジメントシステム・スタンダード）、エコアクション 21、いわて地球環境にやさしい事業所を取得した事業所数。

環境保全の意識を持った市民の割合：市民アンケート（環境学習の機会に参加意欲のある市民）による。

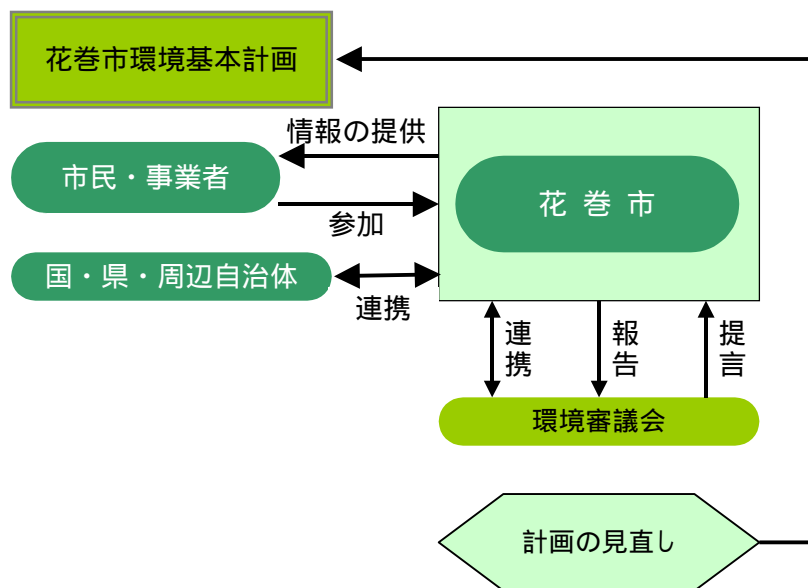
第4章 計画を実現するために

1 推進体制の整備

- (1) 本計画に基づく施策や取組みを効果的に進めるため、環境施策の総合的な企画調整を図る機能を充実させます。
- (2) 本計画を推進するためには、市民、事業者の積極的な参加が必要であり、市を含めた三者がそれぞれの役割を理解して行動できるような連携を図ります。
- (3) 本計画の推進にあたっては、国および県の環境基本計画との整合性を図ります。

2 計画の進行管理

- (1) 本計画策定後は、花巻市総合計画の見直し、または社会情勢の変化、科学技術の進展等を勘案して随時見直しを行います。
- (2) 各施策項目については毎年進捗状況等を把握し、必要に応じて見直しを行うことにより適切な進行管理を行います。
- (3) 進行管理方法については、P D C Aサイクルを活用した進行管理と評価を行います。
 - P l a n・・・毎年度事業内容と目標の設定
 - D o・・・・・・事業の実施
 - C h e c k・・・成果と進捗度の確認、評価
 - A c t i o n・・・評価結果の公開、次年度への見直し



計画の進行管理体制

3 年次報告書の作成と報告

大気、水、騒音・振動などの測定および自然環境調査、市民意識調査などにより環境の状況を把握し、本計画に基づいて市が講じた環境の保全および創造に関する施策の実施状況を取りまとめて年次報告書（環境報告書）を作成します。また、数値目標の達成状況や本計画の進捗状況を市民に公表します。

本計画の終わりに、ある少女の世界へ向けたスピーチを引用しておきます。

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで地球サミットが開催されました。これは、そのときカナダの12歳の少女、セヴァン・カリス＝スズキが世界各国のリーダーたちを前に行ったスピーチの一部です。

セヴァンの言葉には何の飾りもありません。環境問題の本質が、子どもの訴えが、たった6分間のスピーチに凝縮されたものでした。これらの深くシンプルな言葉は、会場の人々を強く感動させ、「リオの伝説のスピーチ」として、世界中に広まっていきました。



私の世代には、夢があります。

いつか野生の動物たちの群れや、たくさんの鳥や蝶が舞うジャングルを見ることがです。

でも、私の子どもたちの世代は、もうそんな夢をもつこともできなくなるのではないかと？

あなたたちは、私ぐらいの歳のときに、そんなことを心配したことがありますか。

こんな大変なことが、ものすごいスピードで起きているのに、私たち人間ときたら、まるでまだまだ余裕があるようなのきな顔をしています。まだ子どもの私には、この危機を救うのに何をしたらいいのかははっきりわかりません。でも、あなたたち大人にも知ってほしいんです。あなたたちもよい解決法なんてもっていないということ。

オゾン層にあいた穴をどうやってふさぐのか、あなたは知らないでしょう。死んだ川にどうやってサケを呼びもどすのか、あなたは知らないでしょう。絶滅した動物をどうやって生きかえらせるのか、あなたは知らないでしょう。そして、今や砂漠となってしまった場所にどうやって森をよみがえらせるのか、あなたは知らないでしょう。

どうやって直すのかわからないものを、こわしつづけるのはもうやめてください。

(全文は資料編参照)

出典：あなたが世界を変える日(セヴァン・カリス＝スズキ著、ナマケモノ倶楽部編訳、学陽書房、2003.7)